I_{27} ＝ 0.821
I_{28} ＝ 0.8090
I_{29} ＝ 0.8104
I_{30} ＝ 0.64612
$I_{令元}$ ＝ 0.63836
$I_{令2}$ ＝ 0.03179
$I_{令3}$ ＝ 0.04299
$I_{令4}$ ＝ 0.10299

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分（平成 15 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

K_{15} ＝ 1.000
K_{16} ＝ 1.000
K_{17} ＝ 0.902
K_{18} ＝ 0.869
K_{19} ＝ 0.852

α　当該都道府県の財政力指数（当該都道府県に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の 4 月 1 日以前 3 年の間に都道府県の境界変更によつてその区域に異動のあつた都道府県については、当該都道府県が当該年度の 4 月 1 日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、当該境界変更に係る区域の額は、関係都道府県知事が協議して分別した額による。）に別表第 3 の 9A に定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表 B に定める当該財政力指数の段

I_{27} ＝ 0.932
I_{28} ＝ 0.9186
I_{29} ＝ 0.7237
I_{30} ＝ 0.73508
$I_{令元}$ ＝ 0.02169
$I_{令2}$ ＝ 0.03610
$I_{令3}$ ＝ 0.04881

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分（平成 14 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

K_{14} ＝ 1.000
K_{15} ＝ 1.051
K_{16} ＝ 1.034
K_{17} ＝ 0.932
K_{18} ＝ 0.898
K_{19} ＝ 0.881

α　当該都道府県の財政力指数（当該都道府県に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の 4 月 1 日以前 3 年の間に都道府県の境界変更によつてその区域に異動のあつた都道府県については、当該都道府県が当該年度の 4 月 1 日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、当該境界変更に係る区域の額は、関係都道府県知事が協議して分別した額による。）に別表第 3 の 9A に定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表 B に定める当該財政力指数の段